

心のバリアフリー

心のバリアフリーとは

バリアフリーの推進は、ハード整備だけではありません。「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深め、尊重し、支え合うことです。行政が率先して取り組むことはもちろん、市民、事業者がそれぞれの立場で協力し、継続的に取り組むことが大切です。

1. 市民による心のバリアフリー

例えば、歩道のバリアフリー整備が行われたとしても、そこに自転車や自動車、看板等が置かれてしまうと、車いす利用者や視覚障害者等、歩行者の通行の妨げとなったり、事故を起こしてしまう可能性があります。また、マナーの悪い通行も非常に危険です。

これらは、市民一人ひとりの日常的な行動や意識で改善することができることです。高齢者や障害者等の立場に立ち、「他人事」ではなく、「自分の問題」としてルールやマナーを捉え、考え、行動していくことが大切です。

2. 事業者による心のバリアフリー

駅やバス乗り場等の公共交通施設での高齢者、障害者等への配慮ある対応や介助の充実、道路等施設の適切な維持や保全、また、公共公益施設や商店等での高齢者、障害者等への配慮の行き届いた対応を行うため、利用者の立場に立った意識を醸成するための社員・職員教育を進めていくことが大切です。

3. 行政による心のバリアフリー

市民のバリアフリーへの理解を深め、お互いが相手を理解し、尊重することが自然となるノーマライゼーションの精神に基づいた、「心のバリアフリー」を推進するため、市広報紙や市ホームページ等を通じて、バリアフリーに関する知識や理解を促すなど、継続的な啓発の実施に努めます。

また、児童、生徒等にバリアフリーの実体験を通じ、バリアフリーの必要性やバリアフリーの心を育てる教育の推進を行うなど、心のバリアフリーの意識を醸成するための取り組みを推進します。

心のバリアフリーとして取り組む内容

- 違法駐輪、違法駐車をなくし歩道の移動円滑化の促進
- 歩道上の看板等の移動阻害をなくすための方策の推進
- バリアフリー実体験等によるバリアフリー・心の教育の推進
- バリアフリーに関する啓発・広報及びバリアフリー情報の発信
- 「耳マーク」「マタニティマーク」等の活用の奨励

羽曳野市では、あらゆる機会を通じて、さらなるバリアフリーへの理解についての周知や啓発、人材育成を継続的に進めていきます。